

Q. 国連の戦勝国規定はどこに書かれていますか？

A. 国際連合憲章には、いわゆる「戦勝国規定」として知られる条項は明確には存在しませんが、「敵国条項」と呼ばれる規定が含まれています。これは、第二次世界大戦中に連合国の敵国だった国々（旧枢軸国）に関する措置を定めたもので、**第 53 条、第 77 条、第 107 条**に記載されています²。

この条項は、戦後の国際秩序を維持するために設けられましたが、1995 年の国連総会決議により「時代遅れ」とされ、事実上死文化しているとされています。しかし、正式な削除には至っていません²。

国連憲章の全文は、国連広報センターで確認できます。もしさらに詳しく知りたい場合は、憲章の該当条文を直接読むのが良いでしょう。興味深いテーマですね！

Q. 安全保障理事会にはどの国が入っていますか？

A. 国際連合安全保障理事会（UNSC）は、**5 つの常任理事国**と **10 の非常任理事国**で構成されています。

常任理事国（P5）

これらの国は**拒否権**を持ち、安保理の決定に大きな影響を与えます。

- 中国
- フランス
- ロシア
- イギリス
- アメリカ

非常任理事国（2025 年時点）

非常任理事国は **2 年任期**で、地域ごとに選出されます。

- アルジェリア
- デンマーク
- ギリシャ
- ガイアナ
- パキスタン
- パナマ
- 韓国
- シエラレオネ
- スロベニア
- ソマリア²

非常任理事国は毎年半数が改選されるため、構成は変わります。最新の情報は国連広報センターや Wikipedia で確認できます。

安保理の仕組みや改革についても興味があれば、ぜひ聞いてください！